

# 電子提供措置の 掲載事実証明サービス

上場会社(振替株式発行会社)は、株主総会招集時に「電子提供措置」を実施しなければなりません。「電子提供措置」は、電子提供措置をとるべき情報(会社法325条の3、1項各号)を継続してインターネット上に掲載しなければなりません。

掲載の事実証明がないと適切な電子提供措置をしたかどうかを証明できません!(EDINET利用を除く)電子公告調査システムを利用し、「情報公開サーバ」及び「東証サーバ(バックアップ)」の掲載確認をして「電子提供措置実施結果通知情報」を発行するサービスです。

- ファイル数の制限はありません。
- 掲載開始後の修正ファイルにも対応します。
- PDFの発行を原則とし、  
書面(フルカラー対応)の発行もオプション料金で可能です。

ファイル数の  
制限なし!



## 電子提供措置期間<sup>※1</sup>



「株主総会の日」の3週間前の日又は  
「招集通知を発した日」のいずれか早い日

開始日

株主総会の日

終了日

株主総会の日後  
3ヶ月を経過する日

1  
期間

2  
期間

中断(アクセスできない時間)が  
①期間又は②期間で10分の1を超えると  
「電子提供措置」は無効となります。<sup>※2 ※3</sup>

## 実施確認の方法



Aサーバダウン時



株主様

Aサーバがダウン(中断)した時でも  
Bサーバにアクセスできれば事実上  
中断となりません。<sup>※4</sup>  
Bサーバをアクセス通知(招集通知)に入れている場合は、「実施結果」は正常とします。

※1 会社法325条の3、1項

※2 電子提供措置(全期間)の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。(会社法325条の6、2号)

※3 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超えないこと。(会社法325条の6、3号)

※4 商事法務2306号(2022年9月25日号)50頁のQ23参照  
一問一答 令和元年改正会社法 Q30参照(商事法務刊)